

○坂祝町高齢者等見守りネットワーク事業実施要綱

平成26年3月12日

訓令第5号

(目的)

第1条 坂祝町高齢者等見守りネットワーク事業(以下「見守りネット」という。)は、協力事業所等が何らかの支援を必要としている高齢者をはじめとする住民(以下「高齢者等」という。)を発見したり、異変に気付いた場合に、町に通報することにより、早期に必要な支援をおこない、高齢者等の危機回避を図り、地域で安全に、かつ、安心した生活を送ることができる環境を築くことを目的とする。

(実施主体)

第2条 見守りネットの実施主体は、坂祝町(以下「町」という。)とする。

2 町は、見守りネットが適切かつ円滑に行われるよう、協力事業所等との連絡調整を図るものとする。

(協力事業所等)

第3条 この要綱において協力事業所等とは、町内で事業又は営業活動(以下「事業活動」という。)を行う法人・団体又は個人事業者であつて、見守りネットの目的を理解し、町と協定を締結したものをいう。

(対象者)

第4条 見守りネットの対象者は、町内の高齢者等とする。

(事業内容)

第5条 協力事業所等に所属する従業員等は、町内での事業活動中に支援を必要としている高齢者等を発見したり、異変に気付いたときは、町へ連絡するものとする。ただし、緊急性があると判断したときは、状況に応じて、警察署又は消防署へ通報するなど必要な対応を行う。

2 町は、協力事業所等から連絡があつた場合には、高齢者等の状況の確認を行い、支援が必要な場合には、適切な対応をするものとする。

3 町又は協力事業所等が必要と認めた場合に、見守りネットの状況等について確認及び協議する見守りネットワーク会議を開催する。

(協力事業所等の参画)

第6条 協力事業所等は、町長が認めた上で、坂祝町高齢者等見守りネットワーク事業の実施に関する協定書(様式第1号)を町と締結することで、事業に参画する。

(情報の管理)

第7条 町長は、協力事業所等から連絡を受けたときは、坂祝町高齢者等見守りネットワーク連絡票(様式第2号)に必要事項を記入し、当該連絡の対応状況を管理するものとする。

2 町長は、前項の対応状況等について必要な事項を、協力事業所等に報告するものとする。

(守秘義務)

第8条 協力事業所等及びその従業員等は、見守りネットを実施する上で知り得た情報をこの事業以外に利用したり、他に漏らしたりしてはならない。協力事業所等及びその従業員等でなくなった後も同様とする。

(周知)

第9条 町は、事業紹介チラシなどにより、事業について協力事業所等及びその従業員等と町民に対し周知を図るものとする。

(事務局)

第10条 見守りネットの事務局を福祉課に置く。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

坂祝町高齢者等見守りネットワーク事業の実施に関する協定書

坂祝町（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、坂祝町高齢者等見守りネットワーク事業（以下「見守りネット」という。）を実施するに当たり、次のとおり協定を締結する。

（対象者）

第1条 見守りネットの対象者は、町内の高齢者をはじめとする住民（以下「高齢者等」という。）とする。

（事業の内容）

第2条 乙は、町内で事業活動中に支援を必要としている高齢者等を発見したり、異変に気付いた場合に、甲へ連絡するものとする。ただし、緊急性があると判断したときは、状況に応じて、警察署又は消防署へ通報するなど必要な対応を行う。

2 甲は、乙から連絡があった場合には、高齢者等の状況の確認を行い、支援が必要な場合には、適切な対応をするものとする。

3 甲又は乙が必要と認めた場合に、見守りネットの状況等について確認及び協議する見守りネットワーク会議を開催する。

（活動の範囲）

第3条 見守りネットの活動範囲は、乙に所属する従業員等の身体に危険が及ばない範囲とし、前条第1項の連絡又は通報内容の適否等について、一切の責任を負わないものとする。

（情報の交換）

第4条 甲及び乙は、見守りネットを実施する上で必要な事項について、情報を交換するものとする。

（守秘義務）

第5条 乙及びその従業員等は、見守りネットを実施する上で知り得た情報をこの事業以外に利用したり、他に漏らしてはならない。この事業から撤退した後も同様とする。

（有効期間）

第6条 この協定は、協定締結の日から効力を発し、甲又は乙が書面をもって相手方に協定の終了を通知しない限り、その効力を存続するものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めるもののほか必要な事項は、甲と乙が協議し、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 加茂郡坂祝町取組46番地18

坂祝町長

乙

様式第2号（第7条関係）

坂祝町高齢者等見守りネットワーク連絡票

受付日時	年 月 日	午前・午後 時 分	
受付方法	電話 ・ F A X ・ 来所 ・ その他（ ）		
連絡者	（担当者）氏名		
	協力事業所の 名称及び所在地		
	電 話 番 号		
	連 絡 先		
連絡内容	高齢者の氏名		
	住 所		
	電 話 番 号		
	状 況		
結 果			

様式第1号(第6条関係)

様式第2号(第7条関係)